農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業プロジェクト計画審査会要領

（目的）

第１条　この要領は、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要綱（以下「要綱」という）第４の４により、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業の審査会の運営及び審査方法について定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）市町村長から推薦されたプロジェクト計画に関する評価

（２）採択されたプロジェクトの成果の評価

（３）その他目的の達成に必要な事項に係る事項

（組織）

第３条　審査会は各総合支庁に設置し、審査委員は、有識者、流通関係者等の外部員及び総合支庁産業経済部の内部委員をもって構成する。

２　審査委員は５名以上７名以内とし、委員のうち内部委員は２名以内とする。

３　審査委員は各総合支庁長が委嘱する。

４　審査委員長は審査委員の互選により選出する。

（審査会）

第４条　審査会は必要に応じ審査委員長が招集する。

２　審査会の議長は審査委員長とする。

３　審査委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、意見等を述べさせることができる。

（任期）

第５条　審査委員の委嘱期間は１年とする。ただし、再委嘱は妨げない。

（プロジェクト計画審査の実施）

第６条　プロジェクト計画審査の視点は、次の各号のとおりとし、２に定めるプロジェクト評価基準表（以下「評価基準表」という。）に基づくポイント制により評価する。

（１）産出額の増大

（２）雇用の創出

（３）創意工夫

（４）実現性

（５）地域への波及効果

２　適用する評価基準表については、事業実施主体に応じ下記のとおりとする。

事業実施主体	プロジェクト評価基準表
要綱第２（１）から（５）	別表１の１
要綱第２（６）及び（７）	別表１の２
要綱第２（８）	別表１の３

3　審査は、提出された書類並びに要綱第２に規定する実施主体及び要綱第５の２により事業実施計画の提出を受けた市町村との面談によって行う。

（プロジェクト成果の評価）

第７条　プロジェクト成果の評価は、別表２のプロジェクト成果評価基準表（以下、「成果基準表」）という。に基づき、審査会において評価するものとする。

２　評価審査は、実施主体より提出された実施評価報告書、市町村の意見書、プロジェクト支援チームからの意見聴取及び現地調査によって行うものとし、評価の決定は審査委員による合議制とする。

３　事業実施２年目及び事業実施４年目の成果評価の審査会においては、実施主体及び市町村からの意見聴取を行うものとする。

４　要綱第７の７の具申は、事業実施２年目の成果評価の結果、目標達成に向けた取組みと成果が計画より著しく遅れているプロジェクト及び事業実施４年目の成果評価の結果、目標達成が著しく困難なプロジェクトの実施主体を対象とし、その他の年度にあっては、著しくプロジェクトが立ち遅れていると認められる実施主体を対象に、別記様式３号により具申を行うものとする。

（審査及び評価結果）

第８条　審査委員長はプロジェクト計画の審査結果を別記様式１号により、成果の評価結果を別記様式２号により知事に報告する。

（事業実施主体への助言）

第９条　審査会は、第７条の４により具申の対象となった実施主体が、プロジェクト支援チームによる支援を受けていない場合にあっては、支援チームによる支援を受けるよう助言するものとする。

（事務局）

第１０条　審査会の事務局を各総合支庁農業振興課に置き、事務局長は農業振興課長をもって充てる。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２３年５月２５日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年２月２４日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

別表1の1　プロジェクト評価基準表【農林漁業者等】

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="2">小項目</th><th>評価項目</th><th>着眼点</th><th colspan="2">配点</th><th colspan="3">審査配点</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅰ</td><td rowspan="2">産出額の増大</td><td>1</td><td>産出額増加効果</td><td>農林水産業を起点とした産出額の増加効果</td><td>・目標年－基準年の産出額増加見込額が大きいこと。</td><td rowspan="2">13</td><td>8</td><td colspan="3">下記のいずれか高い加点方法とする。
1　産出額の増大額（上限8点）
<table><tr><td>基準</td><td>200万円未満</td><td>200万円以上
400万円未満</td><td>400万円以上
600万円未満</td><td>600万円以上
800万円未満</td><td>800万円以上
1,000万円未満</td><td>1,000万円以上
1,200万円未満</td><td>1,200万円以上
1,400万円未満</td><td>1,400万円以上
1,600万円未満</td><td>1,600万円以上</td></tr><tr><td>配点</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr></table>
2　目標年の産出額と基準年の産出額比（上限8点）
<table><tr><td>基準</td><td>1.1未満</td><td>1.1以上
1.2未満</td><td>1.2以上
1.3未満</td><td>1.3以上
1.4未満</td><td>1.4以上
1.5未満</td><td>1.5以上
1.6未満</td><td>1.6以上
1.7未満</td><td>1.7以上
1.8未満</td><td>1.8以上</td></tr><tr><td>配点</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr></table></td><td>・産出額：農林水産業を起点とした産出額。
・基準年：プロジェクト実施直前年。
・新規部門（作物）を導入する場合は、経営体の産出額で審査する。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>費用対効果</td><td>投入された事業費に対する産出額の増加割合</td><td>・費用対効果が高いこと。</td><td>5</td><td colspan="3">下記の加点とする。（上限5点）
<table><tr><td>基準</td><td>1.0未満</td><td>1.0以上
1.1未満</td><td>1.1以上
1.2未満</td><td>1.2以上
1.3未満</td><td>1.3以上
1.4未満</td><td>1.4以上</td></tr><tr><td>配点</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr></table></td><td>・費用対効果の算出方法
費用対効果＝増加産出額（目標年－基準年）÷県補助対象事業費
ただし、県補助対象事業費のうち施設・機械等は単年の減価償却費にプロジェクト期間の年数を乗じた金額とする。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td><td>雇用の創出</td><td>3</td><td>雇用の創出効果</td><td>事業実施により創出される雇用人数</td><td>・雇用の創出効果が高いこと。</td><td>7</td><td>6</td><td colspan="3">6点　目標年の雇用が延べ500人日／年以上
5点　目標年の雇用が延べ240人日／年以上500人日／年未満
4点　目標年の雇用が延べ180人日／年以上240人日／年未満
3点　目標年の雇用が延べ120人日／年以上180人日／年未満
2点　目標年の雇用が延べ60人日／年以上120人日／年未満
1点　目標年の雇用が延べ60人日／年未満
0点　新たな雇用無し</td><td>事業費10，000千円当たりに換算して審査配点する。
事業実施主体における新たな雇用に限る。</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td><td>1</td><td colspan="3">特別加算</td><td>雇用の種類が正社員の場合は、上記配点に加算する</td></tr>
<tr><td>Ⅲ</td><td>創意工夫</td><td>4</td><td>プロジェクトの創意工夫</td><td>新しい発想や独創的な考えでプロジェクトが策定されていること</td><td>これまでにない視点での新たな価値の創造、新しい組合せによる価値の再構築、斬新な手法など独創性が高いこと。</td><td>15</td><td>15</td><td>15点
10点
5点
3点
0点</td><td>創意工夫に非常に富む。
創意工夫にかなり富む。
創意工夫に富む。
創意工夫がある。
創意工夫が乏しい。</td><td>右記視点による配点の目安</td><td>創意工夫評価の視点（視点の数や効果の大きさにより総合的に評価）
・コスト削減が図られる　・品質向上への取組み　・その他独自の創意工夫
・自然エネルギーを活用　・付加価値向上への取組み
・省力化の取組み　・他事業種との連携した取組み
・地域資源を有効に活用した取組み　・産地化に向けた広域的取組み</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅳ</td><td rowspan="2">実現可能性</td><td>5</td><td>プロジェクト計画の確実性</td><td>プロジェクト計画の熟度</td><td>・プロジェクト計画の熟度が高く、確実性が高いこと。</td><td rowspan="2">10</td><td>5</td><td>5点
4点
3点
2点
1点
0点</td><td colspan="2">該当する熟度評価項目の合計ポイント数が6ポイント以上。
該当する熟度評価項目の合計ポイント数が5ポイント。
該当する熟度評価項目の合計ポイント数が4ポイント。
該当する熟度評価項目の合計ポイント数が3ポイント。
該当する熟度評価項目の合計ポイント数が2ポイント。
該当する熟度評価項目の合計ポイント数が1ポイント以下</td><td>熟度評価項目と配点（ポイント（P））
生産
①生産基盤が確実：2P
（労働力、機械・施設、土地（借地、作業受託等含む））
②技術レベルが確実：1P
流通
①契約販売等販路が確保済：1P
②十分なﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞﾘｻｰﾁ：1P
経営等
①資金計画が適正：2P
②目標設定が適正：1P
③外部の経営指導・助言がある：1P
④事業の継続性が確実：1P
（個人・任意団体の場合は、後継者等の理解協力が得られていること、法人の場合は機関決定し文書化していること）</td></tr>
<tr><td>6</td><td>支援体制（市町村の主体性）</td><td>支援体制が整備されていること</td><td>・支援体制が整備されていること。
（市町村の主体性）</td><td>5</td><td>5点
3点
1点</td><td colspan="2">市町村の支援体制が整備され、経費支援がある。
市町村の支援体制が整備されている。
市町村の支援体制が整備されていない。</td><td>経費支援予定も含む</td></tr>
<tr><td>Ⅴ</td><td>地域への波及効果</td><td>7</td><td>県内又は地域への波及性</td><td>プロジェクト計画の取組が県内又は地域に広がっていくこと</td><td>・汎用性が高く、県内各地への波及性が高いこと。</td><td>5</td><td>5</td><td>5点
3点
1点</td><td>プロジェクトの汎用性及び波及性のいずれも高い。
プロジェクトの汎用性又は波及性のいずれかが高い。
プロジェクトの汎用性及び波及性のいずれも乏しい。</td><td>配点の目安</td><td> 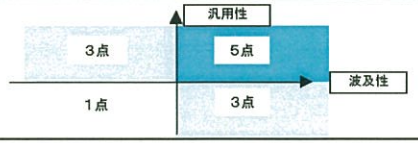

農林水産業元気再生戦略重点プロジェクト（県域、地域、産地化プラン）の適合性も考慮</td></tr>
</table>

審査内規：採択候補は得点が30点以上のプロジェクトとし、審査点数上位より採択する。

別表1の2 プロジェクト評価基準表【食品製造業者等】

項目	小項目	評価項目	着眼点	配点	審査配点	備考
Ⅰ 産出額の増大	1 産出額増加効果	農林水産業を起点とした産出額の増加効果	・目標年－基準年の産出額増加見込額が大きいこと。	13	4	産出額の増大額により下記の加点とする。（上限4点） 基準：200万円未満／200万円以上500万円未満／500万円以上1000万円未満／1000万円以上1500万円未満／1500万円以上 配点：0／1／2／3／4	・産出額：農林水産業を起点とした産出額。 ・基準年：プロジェクト実施直前年。
	2 県産農林水産物の使用割合の増加効果	県産農林水産物の使用割合の増加	・目標年－基準年の県産農林水産物の使用割合の増加が大きいこと。		4	◎実施要領別記様式第1号の2－2に基づく審査 県産農林水産物の使用割合の増加ポイントにより下記の加点とする。（上限4点） 基準：10ポイント未満／10ポイント以上15ポイント未満／15ポイント以上20ポイント未満／20ポイント以上25ポイント未満／25ポイント以上 配点：0／1／2／3／4	・県産農林水産物の使用割合：実施主体が原材料として使用するすべての農林水産物のうちの県産割合（重量又は金額）。 ・基準年：プロジェクト実施直前年。 ・目標年：基準年の3年後。
		又はこれと同程度の効果を有する以下の目標				又はこれと同程度の効果を有する以下の目標	
		ア）県産農林水産物の使用割合が50%を超える場合、県産農林水産物の使用量の増加割合	・目標年－基準年の県産農林水産物の使用量の増加割合が大きいこと。		4	◎実施要領別記様式第1号の2－3に基づく審査 （県産農林水産物の使用割合が50%を超えている場合の特例） 県産農林水産物の使用量の増加割合により下記の加点とする。（上限4点） 基準：10%未満／10%以上15%未満／15%以上20%未満／20%以上25%未満／25%以上 配点：0／1／2／3／4	・県産農林水産物の使用割合：実施主体が原材料として使用するすべての農林水産物のうちの県産割合（重量又は金額）。 ・県産農林水産物の使用量：実施主体が原材料として使用する県産農林水産物の量（重量又は金額）。 ・基準年：プロジェクト実施直前年。 ・目標年：基準年の3年後。
		イ）新たな分野において食品製造に取り組む場合、県産農林水産物の使用割合	・目標年の県産農林水産物の使用割合が大きいこと。		4	◎実施要領別記様式第1号の2－4に基づく審査 （新たな分野において食品製造に取り組む場合の特例） 県産農林水産物の使用割合により下記の加点とする。（上限4点） 基準：50%未満／50%以上55%未満／55%以上60%未満／60%以上65%未満／65%以上 配点：0／1／2／3／4	・県産農林水産物の使用割合：新たな分野において食品製造に取り組む場合の実施主体が原材料として使用する県産農林水産物の割合（重量又は金額）。 ・基準年：プロジェクト実施直前年。 ・目標年：基準年の3年後。
	3 費用対効果	投入された事業費に対する県産農林水産物を起点とする産出額増加額の割合	・費用対効果が高いこと。		5	下記の加点とする。（上限5点） 基準：1.0未満／1.0以上1.5未満／1.5以上2.0未満／2.0以上2.5未満／2.5以上3.0未満／3.0以上 配点：0／1／2／3／4／5	・費用対効果の算出方法 費用対効果＝増加産出額（目標年－基準年）÷県補助対象事業費 ただし、県補助対象事業費のうち施設・機械等は単年の減価償却費にプロジェクト期間の年数を乗じた金額とする。
Ⅱ 雇用の創出	4 雇用の創出効果	事業実施により創出される雇用人数	・雇用の創出効果が高いこと。	7	6	6点 目標年の雇用が延べ500人日／年以上 5点 目標年の雇用が延べ240人日／年以上500人日／年未満 4点 目標年の雇用が延べ180人日／年以上240人日／年未満 3点 目標年の雇用が延べ120人日／年以上180人日／年未満 2点 目標年の雇用が延べ60人日／年以上120人日／年未満 1点 目標年の雇用が延べ60人日／年未満 0点 新たな雇用無し	事業費10，000千円当たりに換算して審査配点する。 事業実施主体における新たな雇用に限る。
					1	特別加算	雇用の種類が正社員の場合は、上記配点に加算する
Ⅲ 創意工夫	5 プロジェクトの創意工夫	新しい発想や独創的な考えでプロジェクトが策定されていること	これまでにない視点での新たな価値の創造、新しい組合せによる価値の再構築、斬新な手法など独創性が高いか。また、農林漁業者との連携が図られているか。	15	15	15点 創意工夫に非常に富む。 10点 創意工夫にかなり富む。 5点 創意工夫に富む。 3点 創意工夫がある。 0点 創意工夫が乏しい。 （右記視点による配点の目安）	創意工夫評価の視点（視点の数や効果の大きさにより総合的に評価） ・農林漁業者との連携　・県産農林水産物の高付加価値化　・安全・安心への取組み ・他企業等との連携　・地域課題の解決　・その他独自の創意工夫 ・商品の差別化・優位性　・HACCP等衛生管理体制 ・商品の新規性・斬新性　・安全・安心への取組み
Ⅳ 実現可能性	6 プロジェクト計画の確実性	プロジェクト計画の熟度	・プロジェクト計画の熟度が高く、確実性が高いこと。	10	5	5点 該当する熟度評価項目の合計点数が6ポイント以上。 4点 該当する熟度評価項目の合計点数が5ポイント。 3点 該当する熟度評価項目の合計点数が4ポイント。 2点 該当する熟度評価項目の合計点数が3ポイント。 1点 該当する熟度評価項目の合計点数が2ポイント。 0点 該当する熟度評価項目の合計ポイント数が1ポイント以下	熟度評価項目と配点（ポイント（P）） 生産：①製造基盤が確実：2P（労働力・機械・施設）／②技術レベルが確実：1P 流通：①契約販売等販路が確保済：2P／②十分なﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞﾘｻｰﾁ：1P 経営等：①資金計画が適正：2P／②目標設定が適正：1P／③外部の経営指導・助言がある：1P
	7 支援体制（市町村の主体性）	支援体制が整備されていること	・支援体制が整備されていること。（市町村の主体性）		5	5点 市町村の支援体制が整備され、経費支援がある。 3点 市町村の支援体制が整備されている。 1点 市町村の支援体制が整備されていない。	経費支援予定も含む
Ⅴ 地域や業界への波及効果	8 県内、地域または業界への波及性	プロジェクト計画の取組が県内、地域または業界に広がっていくこと	・構想の汎用性が高く、県内、地域または業界への波及性が高いこと。	5	5	5点 プロジェクトの汎用性及び波及性のいずれも高い。 3点 プロジェクトの汎用性又は波及性のいずれかが高い。 1点 プロジェクトの汎用性及び波及性のいずれも乏しい。 （配点の目安）	地域（・業界）への波及性の例 ・生産から加工、販売までの県内、地域の農林水産物の付加価値を高める流れが確立されること　など 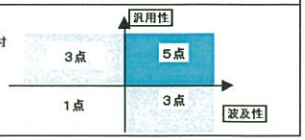

審査内規：採択候補は得点が30点以上のプロジェクトとし、審査点数上位より採択する。

別表1の3　プロジェクト評価基準表【卸売業者】

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="2">小項目</th><th>評価項目</th><th>着眼点</th><th colspan="2">配点</th><th colspan="2">審査配点</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅰ</td><td rowspan="3">産出額の増大</td><td>1</td><td>産出額増加効果</td><td>農林水産業を起点とした産出額の増加効果</td><td>・目標年－基準年の産出額増加見込額が大きいこと。</td><td rowspan="3">13</td><td>4</td><td colspan="2">産出額の増大額により下記の加点とする。（上限4点）
<table><tr><td>基準</td><td>200万円未満</td><td>200万円以上
500万円未満</td><td>500万円以上
1000万円未満</td><td>1000万円以上
1500万円未満</td><td>1500万円以上</td></tr><tr><td>配点</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table></td><td>・産出額：農林水産業を起点とした産出額。
・基準年：プロジェクト実施直前年。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>県産農林水産物の取扱割合の増加効果</td><td>県産農林水産物の取扱割合の増加効果</td><td>・目標年－基準年の県産農林水産物の取扱割合の増加が大きいこと。</td><td>4</td><td colspan="2">◎実施要領別記様式第1号の3－2に基づく審査
県産農林水産物の取扱割合の増加ポイントにより下記の加点とする。（上限4点）
<table><tr><td>基準</td><td>10ポイント未満</td><td>10ポイント以上
15ポイント未満</td><td>15ポイント以上
20ポイント未満</td><td>20ポイント以上
25ポイント未満</td><td>25ポイント以上</td></tr><tr><td>配点</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table></td><td>・県産農林水産物の取扱割合：実施主体が原材料として取り扱うすべての農林水産物のうちの県産割合（重量ベース）。
・基準年：プロジェクト実施直前年。
・目標年：基準年の3年後。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>費用対効果</td><td>投入された事業費に対する県産農林水産物の使用額の増加割合</td><td>・費用対効果が高いこと。</td><td>5</td><td colspan="2">下記の加点とする。（上限5点）
<table><tr><td>基準</td><td>1.0未満</td><td>1.0以上
1.5未満</td><td>1.5以上
2.0未満</td><td>2.0以上
2.5未満</td><td>2.5以上
3.0未満</td><td>3.0以上</td></tr><tr><td>配点</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr></table></td><td>・費用対効果の算出方法
費用対効果＝増加産出額（目標年－基準年）÷県補助対象事業費
ただし、県補助対象事業費のうち施設・機械等は単年の減価償却費にプロジェクト期間の年数を乗じた金額とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ</td><td rowspan="2">雇用の創出</td><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">雇用の創出効果</td><td rowspan="2">事業実施により創出される雇用人数</td><td rowspan="2">・雇用の創出効果が高いこと。</td><td rowspan="2">7</td><td>6</td><td colspan="2">6点　目標年の雇用が延べ500人日／年以上
5点　目標年の雇用が延べ240人日／年以上500人日／年未満
4点　目標年の雇用が延べ180人日／年以上240人日／年未満
3点　目標年の雇用が延べ120人日／年以上180人日／年未満
2点　目標年の雇用が延べ60人日／年以上120人日／年未満
1点　目標年の雇用が延べ60人日／年未満
0点　新たな雇用無し</td><td>事業費10，000千円当たりに換算して審査配点する。
事業実施主体における新たな雇用に限る。</td></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="2">特別加算</td><td>雇用の種類が正社員の場合は、上記配点に加算する</td></tr>
<tr><td>Ⅲ</td><td>創意工夫</td><td>5</td><td>プロジェクトの創意工夫</td><td>新しい発想や独創的な考えでプロジェクトが策定されていること</td><td>これまでにない視点での新たな価値の創造、新しい組合せによる価値の再構築、斬新な手法など独創性が高いか。食品製造業や学校給食等への食材供給が図られているか。</td><td>15</td><td>15</td><td colspan="2">15点　創意工夫に非常に富む。
10点　創意工夫にかなり富む。
5点　創意工夫に富む。
3点　創意工夫がある。
0点　創意工夫が乏しい。
右記視点による配点の目安</td><td>創意工夫評価の視点（視点の数や効果の大きさにより総合的に評価）
・地産地消の推進（県内の学校給食及び社会福祉施設への供給）
・県産農林水産物の利用拡大（県内食品製造業等への県産農林水産物の安定供給）
・県産農林水産物の高付加価値化
・農林漁業者との連携、産地化の支援
・地域課題の解決
・産地・生産者の顔が見える取組み
・契約取引等県産農林水産物の安定取引への取組み
・その他独自の創意工夫</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅳ</td><td rowspan="2">実現可能性</td><td>6</td><td>プロジェクト計画の確実性</td><td>プロジェクト計画の熟度</td><td>・プロジェクト計画の熟度が高く、確実性が高いこと。</td><td rowspan="2">10</td><td>5</td><td colspan="2">5点　該当する熟度評価項目の合計点数が6ポイント以上。
4点　該当する熟度評価項目の合計点数が5ポイント。
3点　該当する熟度評価項目の合計点数が4ポイント。
2点　該当する熟度評価項目の合計点数が3ポイント。
1点　該当する熟度評価項目の合計点数が2ポイント。
0点　該当する熟度評価項目の合計ポイント数が1ポイント以下</td><td>熟度評価項目と配点（ポイント（P））
流通
①県内農産物の確実な入荷見通し：2P
②食材供給先について確保済：2P
③仲卸業者との連携がある：1P
経営等
①資金計画が適正：2P
②目標設定が適正：1P
③外部の経営指導・助言がある：1P</td></tr>
<tr><td>7</td><td>支援体制（市町村の主体性）</td><td>支援体制が整備されていること</td><td>・支援体制が整備されていること。
（市町村の主体性）</td><td>5</td><td colspan="2">5点　市町村の支援体制が整備され、経費支援がある。
3点　市町村の支援体制が整備されている。
1点　市町村の支援体制が整備されていない。</td><td>経費支援予定も含む</td></tr>
<tr><td>Ⅴ</td><td>地域や業界への波及効果</td><td>8</td><td>県内、地域または業界への波及性</td><td>プロジェクト計画の取組が県内、地域または業界に広がっていくこと</td><td>・構想の汎用性が高く、県内、地域または業界への波及性が高いこと。</td><td>5</td><td>5</td><td colspan="2">5点　プロジェクトの汎用性及び波及性のいずれも高い。
3点　プロジェクトの汎用性又は波及性のいずれかが高い。
1点　プロジェクトの汎用性及び波及性のいずれも乏しい。
配点の目安</td><td>地域（・業界）への波及性の例
・農林水産物を販売する流れが確立されることにより、県内、地域の農林水産物の生産量の増加につながること　など
 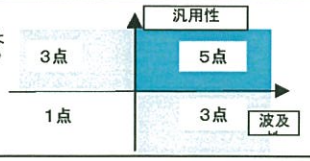
</td></tr>
</table>

審査内規：採択候補は得点が30点以上のプロジェクトとし、審査点数上位より採択する。

別表2　プロジェクト成果評価基準表

評価項目・視点		評価のポイント	評価の基準		
			A	B	C
目標達成状況	産出額	プロジェクト目標(数値目標)の達成状況に応じて評価する。 まだ効果が数値として現れていない場合は、目標達成に向けた取組みの実施状況により評価する。	目標達成率が80%以上。 まだ効果が数値として現れていない場合は、目標達成が確実に見込まれる取組みを実施している。	目標達成率が60%以上80%未満。 まだ効果が数値として現れていない場合は、目標達成が見込まれる取組みを実施している。	目標達成率が60%未満。 まだ効果が数値として現れていない場合は、目標達成が見込まれる取組みを計画的に実施していない。
	県産農林水産物の使用割合に関する目標 (農林漁業者等を除く)	プロジェクト目標(数値目標)の達成状況に応じて評価する。 まだ効果が数値として現れていない場合は、目標達成に向けた取組みの実施状況により評価する。	目標達成率が80%以上。 まだ効果が数値として現れていない場合は、目標達成が確実に見込まれる取組みを実施している。	目標達成率が60%以上80%未満。 まだ効果が数値として現れていない場合は、目標達成が見込まれる取組みを実施している。	目標達成率が60%未満。 まだ効果が数値として現れていない場合は、目標達成が見込まれる取組みを計画的に実施していない。
	独自の目標項目	プロジェクト目標(数値目標)の達成状況に応じて評価する。 まだ効果が数値として現れていない場合は、目標達成に向けた取組みの実施状況により評価する。 設定項目が複数ある場合は個別項目で評価後、複数項目を総合的に評価する。	目標達成率が80%以上。 まだ効果が数値として現れていない場合は、目標達成が確実に見込まれる取組みを実施している。	目標達成率が60%以上80%未満。 まだ効果が数値として現れていない場合は、目標達成が見込まれる取組みを実施している。	目標達成率が60%未満。 まだ効果が数値として現れていない場合は、目標達成が見込まれる取組みを計画的に実施していない。
	雇用※	プロジェクト目標(数値目標)の達成状況に応じて評価する。 まだ効果が数値として現れていない場合は、目標達成に向けた取組みの実施状況により評価する。	目標達成率が80%以上。 または、目標達成が確実に見込まれる取組みを実施している。	目標達成率が60%以上80%未満。 または、概ね目標達成が見込まれる取組みを実施している。	目標達成率が60%未満。 または、目標達成が見込まれる取組みを実施していない。
各プロジェクトの成果	【視点】 ・創意工夫ある取組みの実施状況 ・地域(・業界)への波及効果	プロジェクト計画の創意工夫ある取組みの実施状況や地域(・業界)への波及状況などを踏まえ、各プロジェクト計画の目的や趣旨に照らして、成果を評価する。	計画に定めたとおりに取組みを実施しており、大きな成果に結びついている。(期待できる。)	概ね計画に定めたとおりに取組みを実施している。	計画に定めた取組みを実施しておらず、成果が期待できない。

※H21～23採択のプロジェクトは、最終年のみ数値目標達を掲げているため、中間年では、雇用創出の取組みの実施状況により評価する。

別記様式第１号

年　月　日

山形県知事　　殿

審査委員長　（氏　　名）　印

農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業
プロジェクト計画の審査結果について

標記について、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業プロジェクト計画審査会要領第８条の規定により審査結果を報告します。

記

プロジェクト名	実施主体	推薦市町村	審査点数

別記様式第２号

年　月　日

山形県知事　　殿

審査委員長　（氏　　名）　印

農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業
プロジェクト成果の評価について

標記について、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業プロジェクト計画審査会要領第８条の規定により成果の評価結果を報告します。

記

実施主体名	目標達成状況				各プロジェクトの成果
	産出額	県産農林水産物の使用割合に関する目標（農林漁業者等除く）	独自の目標項目	雇用	

別記様式第３号

年　月　日

山形県知事　　殿

審査委員長　（氏　　名）　印

農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業
プロジェクト計画の改善について（具申）

標記について、下記のプロジェクトについては改善の必要があると認められますので具申します。

記

（　プロジェクト計画名　）　（　実施主体名　）